

会 員 殿

(一社) 静岡県トラック協会

大型車における車輪脱落事故防止対策の再徹底 並びに一斉点検の実施について

大型車の車輪脱落事故の防止対策の徹底については、当会においても機会あるごとに注意喚起を行なうとともに、国交省では令和5年10月1日から車輪脱落事故を起こした事業者に対する行政処分の導入等の対策が講じられております。

しかしながら、既報のとおり、11月30日に島根県の国道において、大型トラックから脱落したタイヤが歩行者に衝突し、当該歩行者が重傷を負う事故が発生、また、翌12月1日には、青森県八戸自動車道下り線において、走行中の大型トラックから左後輪のタイヤが脱落し、道路保全工事を行っていた作業員2名に衝突し、1名が死亡、1名が軽傷を負う事故が発生するなど、大型トラックによる車輪脱落事故が連続して発生しました。

このことを受け、国交省よりトラック運送事業者に対して、保有車両のホイール・ナットの緩みの確認及びタイヤの脱着作業後の増し締めが確実にされているかについて一斉点検を実施するとともに、改めてタイヤ脱着作業及び保守管理を適切に行うよう通達が発出されました。

トラック運送業界にとって、輸送の安全確保は最大の使命であり、とりわけ大型車の車輪脱落事故は重大事故に繋がりがねず、各社におかれ、下記の実施事項について保有車両の一斉点検作業を実施するとともに、車輪脱落事故の未然防止に万全を期すようお願いいたします。

記

実施事項

下記(1)及び(2)の点検を実施するとともに、改めてタイヤ脱着作業及び保守管理を適切に行うこと。

- (1) 保有車両のホイール・ナットの緩みの確認
- (2) タイヤの脱着作業後の増し締めが確実にされているか

【添付チラシ】

「車輪脱落事故防止対策に係る行政処分の強化について」(チラシ)

【参考詳細：国交省ホームページ】

「自動車の点検及び整備に関する手引き」

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t1/t1-2/>

「冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！(令和5年9月29日)」

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html

以上